

非行少年(刑法)の非行場所／不良行為少年の発見場所
(令和6年10月末・暫定値)

非行場所／発見場所	非行少年(刑法)	不良行為少年
宮城県内 (合計)	247	3,418
仙台市	120	1,834
青葉区	31	686
宮城野区	33	309
若林区	17	242
太白区	26	283
泉区	12	314
区不明	1	26
石巻市	33	416
塩竈市	1	83
気仙沼市	2	13
白石市	1	24
名取市	13	108
角田市	6	71
多賀城市	14	191
岩沼市	3	28
登米市	0	143
栗原市	3	33
東松島市	1	77
大崎市	15	96
富谷市	1	52
蔵王町	0	4
七ヶ宿町	0	1
大河原町	5	52
村田町	3	13
柴田町	6	22
川崎町	0	0
丸森町	2	3
亘理町	3	23
山元町	0	4
松島町	0	2
七ヶ浜町	7	11
利府町	3	24
大和町	1	24
大郷町	0	0
大衡村	0	2
色麻町	0	2
加美町	2	12
涌谷町	1	4
美里町	1	11
女川町	0	3
南三陸町	0	6

- 非行少年（刑法）・・・刑法犯少年及び触法少年（刑法）をいう。
- 刑法犯少年・・・刑法の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
- 触法少年（刑法）・・・刑法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- 不良行為少年・・・非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- 統計中の数値は、宮城県警察が県内で検挙・補導した非行少年（刑法）と不良行為少年の非行場所・発見場所となっており、「非行少年の検挙・補導状況」の数値とは必ずしも合致しない場合がある。